

令和4年度  
東京都人権プラザ指定管理者評価委員会  
議事録

令和4年7月29日（金）  
東京都庁第一本庁舎16階特別会議室 S 3

午後 1 時30分開会

○神野課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「令和 4 年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」を開催させていただきます。

私は、事務局を務めます、東京都総務局人権部人権施策推進課長の神野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の評価委員会では、令和 3 年度の指定管理者の管理運営状況について御審議いただきます。

長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審議・議事録は原則として公開することとなっておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。

また、本日の評価委員会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン開催としております。オンライン会議を円滑に進めるために、発言者以外の参加者の皆様は、原則としてマイクをミュートに設定していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

会議中、御質問、御意見等で御発言いただく際は挙手等でお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

「令和 4 年度指定管理者評価委員会 会議次第」の下に、本委員会の委員名簿、その下に各資料を御用意しております。

資料名を申し上げますので、御確認ください。

資料 1 「指定管理者による管理運営状況評価制度について」。

資料 2 「東京都人権プラザの概要及び令和 3 年度管理運営状況」。

資料 3 「所管局による一次評価」。

資料 4 「東京都人権プラザ評価委員会による二次評価（案）」。

資料 5 「令和 3 年度東京都人権プラザ年間事業報告書」。

参考資料として、次の資料を御用意しております。

参考資料 1 「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱」。

参考資料 2 「東京都人権プラザ指定管理者管理運営状況評価結果（平成30年度から令和 2 年度まで）」。

参考資料 3 「東京都指定管理者制度に関する指針」。

参考資料 4 「公益財団法人東京都人権啓発センターが実施する主な事業区分（令和 3 年度）」。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、東京都総務局人権部長の吉村から御挨拶を申し上げます。

○吉村部長 人権部長の吉村でございます。

本日はお忙しい中、東京都人権プラザの指定管理者評価委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、東京都の人権施策に多大なる御理解、御協力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、東京都の人権啓発の拠点でございます「東京都人権プラザ」は、平成29年2月に港区芝に移転、オープンいたしまして、5年が経過したところでございます。

このプラザにつきましては、指定管理者制度を導入しておりまして、東京都の政策連携団体である「公益財団法人 東京都人権啓発センター」が指定管理者として管理運営を行っております。平成30年度から10年間の指定をしておりまして、本年がちょうど5年目の中間年となります。

この指定管理者制度でございますが、民間事業者等のノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ることで、施設の設置目的を効果的に達成することを目的としております。

また、指定管理者の管理運営状況の評価は、管理運営状況を厳正に評価するとともに、指定管理者の新たな取組や努力している部分などを正しく評価していただくことで、指定管理者がサービス改善に向けた意欲を高めていくことも目的としております。

本日、委員の皆様には、令和3年度のプラザの管理運営状況につきまして御審議いただき、御評価をお願いするものでございます。

人権プラザの管理運営がより適正かつ効果的に行われますよう、委員の皆様には、忌憚のない御意見と、適正な御評価を頂戴できればと存じます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○神野課長 次に、委員の皆様を御紹介いたします。

公認会計士の金子委員でございます。

東京都立大学教授の丹野委員でございます。

東洋英和女学院大学名誉教授の石渡委員でございます。

弁護士の石井委員でございます。

東京人権啓発企業連絡会専務理事の関委員でございます。

ではここで、本委員会の役割について、確認させていただきます。

本委員会は、東京都人権プラザを管理する指定管理者の管理運営状況について、総合的かつ客観的に評価していただくために開催するものでございます。

評価していただくのは、年間を通じた管理運営状況ということで、今回は、令和3年度の管理運営状況が対象となります。

委員全員が外部委員である学識経験者5名から構成されております。

また、東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱第3の第2項に委員長は「委員の互選により選出する」旨が規定されておりますので、これより本日の委員会の委員長の選任をいたします。出席されている委員の中で、委員長に適任であると考え委員がいら

っしゃいましたら、挙手の上、御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

○関委員 はい。

○神野課長 関委員、御発言をお願いいたします。

○関委員 私からは、昨年度もやっていただきました金子委員が引き続いて委員長に適任であると考えます。いかがでしょうか。

○神野課長 ありがとうございます。

関委員から、金子委員を委員長に御推薦いただきました。皆様、御意見はございますでしょうか。

(異議なし)

○神野課長 それでは、関委員から御推薦いただきました金子委員の委員長への選任について、出席委員から異議はございませんでしたので、金子委員を委員長に選任いたします。

ここから先の会議進行につきましては、金子委員長をお願いいたします。

それでは、金子委員長、よろしくお願いいたします。

○金子委員長 公認会計士の金子です。よろしくお願いいたします。

設置要綱により、委員の皆様方から御選任いただきましたので、当委員会の委員長を務めさせていただきます。

委員の皆様のお協力をいただきまして、円滑な議事運営に努めて、東京都人権プラザの指定管理者である、公益財団法人東京都人権啓発センターの管理運営状況について適切な評価を行ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の次第に従って、会議を進めていきたいと思っております。

まず、指定管理者の評価制度、東京都人権プラザの概要、一次評価の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○神野課長 それでは、私から、まず、東京都における指定管理者の評価制度について説明をさせていただきます。資料1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」を御参照ください。

本制度の目的は、指定管理者制度を導入した施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施し、都民サービスの一層の向上を図っていくこととさせていただきます。

手続の流れは、こちらの資料に記載のとおりでございます。

所管局が実施する一次評価では、施設の設置目的などを踏まえて確認項目を設定し、各項目について、報告書、ヒアリングなどの結果を踏まえ、果たすべき業務の水準の達成状況を2点から0点までの3段階で評価いたします。

ただし、人権尊重の理念の普及及び人権相談の運営を行う上で、指定管理者の高度な専門性・ノウハウが要求される「人権相談の実施状況」、また、都立施設としての性質上要求される「都の政策と連動した事業の実施」及び「都の実施策への協力・貢献度」については、配点を2倍といたします。

各確認項目の得点の合計点に基づき、一次評価をS、A、B、Cの4段階で決定いたし

ます。

続きまして、本委員会の二次評価について御説明いたします。こちらは、一次評価の内容を踏まえまして、管理運営状況や事業効果、その他について専門的な評価を行っていただきます。

委員会においては、所管局に対して指定管理者のサービス水準の向上などについて助言もできることとなっております。

また、都においては、指定管理者の選定は公募によることが原則となっておりますが、東京都人権プラザは都の政策等との密接な関連性及び施設の管理運営における団体の適格性の観点から、東京都政策連携団体による管理運営が適切である施設であるため、指定管理者として公益財団法人東京都人権啓発センターを特命選定、すなわち、特定のものを選定することとなっております。

指定管理者を特命選定した施設につきましては、一次評価で分析した特命要件継続の状況につきまして、二次評価において報告することとなっております。特に、東京都政策連携団体を特命選定した施設につきまして、特命要件継続の有無について二次評価においても明確化し、分析することとなっております。

最後に、本委員会として、二次評価をS、A、B、Cの4段階で決定していただきます。

二次評価の結果に基づき、所管局による総合評価を決定し、指定管理者に評価結果を通知するとともに、公表いたします。

続きまして、東京都人権プラザの概要について御説明いたします。資料2「東京都人権プラザの概要及び令和3年度管理運営状況」を御参照ください。

人権プラザは、東京都人権プラザ条例に基づき、都が人権啓発の拠点として平成14年に設置したものでございます。

施設の概要は3に記載のとおりでございます。

先ほども申し上げましたとおり、東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営を行っております。指定期間は平成30年4月1日から令和10年3月31日までの10年間で、今回評価の対象となりますのは令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年分でございます。

施設の概要は以上でございます。

続きまして、令和3年度の管理運営状況について御説明いたします。

管理状況といたしましては、5に記載のとおり、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するとともに、ウェルカムトイレにパトライト及びスピーカー設置、キズキタウンのタブレットの修繕などを行っております。

運営状況は6に記載のとおりでございます。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年12月24日から令和3年6月3日、令和4年1月12日から3月24日までそれぞれ休館措置を実施しました。これによる団体見学の大幅減などにより、年間利用者数は大幅に減少しており、令和3年

度の展示室と図書資料室の年間利用者数は合計1,679名となっております。

その一方で、人権問題都民講座、人権啓発指導者養成セミナー、子供人権教室等のプラザ事業をオンラインで配信したほか、企画展の附帯事業等を動画で公開するなど、オンラインを活用した普及啓発活動に注力しております。

展示事業といたしまして、常設展示・クローズアップの展示のほか、企画展3回を実施しております。

図書資料等の閲覧・貸出につきまして、貸出数は図書資料が433冊、DVDが48本となっております。

図書資料室関連事業を3回実施しております。

人権問題都民講座として、全6回を企画しております。各回におきまして、講座の内容に合わせたフォローアップ事業を実施し、第1回から第6回まで全てオンラインで配信しております。

人権啓発指導者養成セミナーとして、学校・企業における指導者の養成を目的としたセミナーを2回オンラインで実施しております。

体験・交流型の新たな事業として、発明プロジェクトを実施しております。

子供人権教室は2回企画し、主に小中学生・高校生を対象とし、オンラインで実施しております。

学校・自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説等を行う人権学習会を合計25団体に対して実施しております。

人権相談事業として、令和3年度から、新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を実施しております。対面による相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止し、電話、Eメール、文書による相談のみといたしましたが、相談件数の合計は1,687件となっております。

東京都人権プラザの概要及び管理運営状況の説明は以上でございます。

なお、年間事業報告書も配付資料としてつけております。

これらの管理運営状況や報告書、ヒアリングなどの結果を踏まえ、所管局による一次評価を実施いたしました。資料3「所管局による一次評価」を御参照ください。

まず、1ページ目の中項目「適切な管理の履行」でございます。

3「人材育成の取組」といたしまして、令和3年度は体制強化を図るため、必要な規程を整備し、新人事制度を構築しており、「水準を上回る」という評価といたしました。

続きまして、2ページ目の中項目「法令等の遵守」でございます。

5「個人情報保護の取組」でございますが、令和2年度に個人情報の漏えい事故が、メールの宛先をBCCとすべきところをCCにしてしまったということなのですけれども、こちらの発生を受けまして、令和3年度も引き続きメール誤送信防止対策ソフトを導入し運用するとともに、情報セキュリティ研修を実施しており、「概ね水準どおり」となっております。

続きまして、8「各種法令等の遵守」でございます。令和4年1月にコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス推進に係る研修の実施状況や規程の整備状況等について報告を行いました。

3ページを御覧ください。中項目「安全性の確保」でございます。

12「施設・設備の安全性の確保」でございますが、令和3年度は東京メトロで発生した多機能トイレ内での事故を受けまして、1階多機能トイレの通報装置が正常に稼働するか動作確認を行い、安全確保に努めました。

13「防災への配慮」でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年12月24日から令和3年6月3日、令和4年1月12日から3月24日までそれぞれ休館措置を実施いたしました。また、開館の際には、事前予約制の導入や、マスクの着用、手指の消毒、定期的な換気などを実施し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底いたしました。

続きまして、4ページ目、中項目「適切な財務・財産管理」を御覧ください。

17「収支状況」でございますが、令和3年度の自己収支比率は70.85%で、前年度対比107.6%でございます。求められる水準は対前年度比90%超でございますが、東京都指定管理者制度に関する指針に関する事務の手引により、水準に対する達成率がおおむね110%以上の場合が「水準を上回る」の評価となります。求められる水準である対2年度比90%の110%、すなわち59.27%を超えているため、「水準を上回る」としております。

続きまして、5ページ目の中項目「事業実施・利用の状況」について御説明いたします。

21「利用者数」でございますが、令和3年度の展示室と図書資料室の利用者数の合計は1,679人で、対前年度比86.6%となっております。先ほどの手引により、水準に対する達成率がおおむね90%以上の場合に「水準を下回る」評価をするものとされており、対2年度比では90%に対しまして96.2%となっており、「概ね水準どおり」に該当しております。

続きまして、22「人権相談の実施状況」でございます。こちらは配点が2倍の項目でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人権相談の受付方法を対面によらない方法に限定しまして継続しております。コロナ禍における都民のニーズを踏まえた事業として、新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を開始し、99件の相談を受け、「水準を上回る」評価といたしました。また、相談件数の合計は1,588件と、令和2年度比109.8%となりました。評価水準は令和2年度比90%、1,301件超のため、評価水準に対しましては122%となっております。

6ページ目を御覧いただきたいと思っております。

23「指定管理者による提案事業等の実施」でございます。

まず、展示室につきましてですが、学校や自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説等を行う人権学習会を合計25団体に実施しております。

企画展示では、コロナ差別や感染症をめぐる人権問題について考える展示を行うなど、全3回実施しております。

セミナールームにつきましては、大規模災害やコロナ禍における人権問題など、様々な観点について考える人権問題都民講座を全6回企画しております。講座の内容に応じたフォローアップ事業と併せ、オンラインにより配信し、ライブ配信視聴者数は合計1,229名でした。

子供人権教室は全2回企画し、第1回は補助犬について学ぶ講座、第2回はアートワークショップを通じた講座を実施しており、参加者は計100名となっております。

指導者養成セミナーは、人権教育に携わる教員や企業等の人権研修担当者を対象に全2回実施し、参加者はライブ配信視聴者ですが、319名となっております。

図書資料室につきましては、絵本専門士と絵本作家による対談やアイヌ民族の伝統文化に関する講座など全2回を実施し、参加者は合計52名となっております。

また、「発明プロジェクト」についてでございますが、令和3年度は「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた体験・交流型の新たな事業として「発明プロジェクト」の第1弾を実施し、障害当事者を起点として発明した成果物（「ウェルカムトイレ」とコマatchingウォール）の完成までの課題解決プロセスと完成発表の様子をオンラインで公開しております。そして、子供たちを対象に障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるアクティビティを開発する「発明プロジェクト2」を開始し、3回のワークショップを実施して収録した動画や写真、報告レポートをオンラインで公開しております。

以上、オンラインでの事業運営の実現や、都の施策方針に沿った企画、方法による事業展開を継続しており、「水準を上回る」評価としております。

7ページ目の中項目「サービス内容の向上」を御覧いただきたいと思っております。

25「事業実施におけるサービス」でございますが、各事業においてオンラインを活用すると同時に、UDトークの実施や、点字版のリーフレットを作成する等、デジタルデバイドの解消を図り、様々な都民の利便性を向上したことにより、「水準を上回る」評価といたしました。

8ページ目でございます。

27「事業運営に係るデジタル化の対応状況」です。こちらは新規項目でございますが、講座等の事業運営においてオンライン配信を積極的に導入し、また、各種申込等の手続面でもウェブフォームでの受付を実施するなどデジタル化を実施しております。

9ページ目ですが、「行政目的の達成」を御覧ください。

すみません、おめくりいただきまして10ページ目です。

33「都の政策と連動した事業の実施」です。こちらは配点が2倍の項目でございます。東京2020大会を踏まえつつ障害者スポーツを紹介する企画展「みんなのスポーツー可能性のフィールドへ」や、障害者が日常的に走れる社会を目指して活動している講師による都民講座等、スポーツと人権に係る事業を企画し、実施しております。新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を開設し、新型コロナウイルス感染症に関連した施策を連動して行っており、「水準を上回る」と評価しております。

続きまして、34「都の実施策への協力」です。こちらも配点2倍の項目となっております。新型コロナウイルス感染症の感染対策についても、感染状況を踏まえて休館措置の実施、事前予約制の導入を行いました。都の実施策への協力を実施しており、「概ね水準どおり」と評価しております。

以上、各項目の合計点は47点でございます。S、A、B、Cの4段階評価のうち、Aに該当します。

最後に、確認事項でございますが、先ほどの手引では、指定管理者の財務状況及び特命要件の継続について確認することとされております。

まず、指定管理者の財務状況については、財政状態や経営状態について問題ないとしております。

次に、特命要件の継続です。

1点目として、都が設立した管理団体であり、都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。

2点目として、理事会や評議員会の構成員は、幅広い分野から選出されており、様々な人権課題に対応できる。

3点目といたしまして、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動実績及び人権相談業務実績を有する。

4点目として、人権啓発センターは、人権プラザの指定管理を続けており、人権プラザの管理運営事業に良好な実績がある。

以上から、人権啓発センターを指定管理者として特命選定する状況が継続していると判断いたしました。

所管局による一次評価の結果は以上でございます。

○金子委員長 事務局の発言は以上でよろしいですか。

○神野課長 はい。

以上でございます。ありがとうございます。

○金子委員長

それでは、ただいま事務局から説明をいただきましたので、これから、指定管理者の管理運営状況についての評価を検討していきたいと思っております。各委員の先生の御意見をいただければと思っております。

こういうオンラインの形でございますので、各委員の御発言についてうまくコントロールできない可能性もありますので、配られています委員の名簿の順番に従って、私から御指名申し上げますので、各先生から御発言をいただければと思っております。

最初に石渡先生、丹野先生、石井先生、関委員という順番で進めていきたいと思っております。

では最初に、石渡先生、御発言をよろしく願いいたします。

○石渡委員 石渡と申します。

私もこの会議に（通信不良）しれませんが、ちょっと自信がないところなのですが、で

も、人権問題にはいろいろ関心を持っております。障害福祉が専門なのですがけれども、高齢とか児童の分野も関わってきますので、人権プラザの実績については興味深く拝見しました。

評価そのものについては、私は一次評価について特に変更などの意見はありませんで、人権に関わる多分野のいろいろな課題を的確に把握しており、私は提案事業などを非常に興味深く拝見しました。

すみません、自分の役割がよく分かっていなくて確認させていただきます。ここでは委員としては、特に評価したこととかあるいはもう少し検討していただきたい事業などについて意見を申し上げる、といったことよろしいのですか。

○神野課長 そうですね。御質問をいただいたり何かお気づきの点があったらばおっしゃっていただければと思います。

○石渡委員 そうしましたら、私はその提案事業の中で、特にインクルーシブシティ東京との関連で、昨年度にオリンピック・パラリンピックが開催されたことと関連して、いろいろな事業を展開してくださったと思います。障害が専門の私としては、障害当事者を起点として発明された物や、その成果をうまく整理された展示に関心を持ちました。障害がある人たちの暮らしを充実させるためにということで発明されたものが、いわゆるそのユニバーサルの視点で誰にとっても便利で有意義である、ということはよく指摘されます。今回は、特にトイレに注目したようで、私も実際に展示を見に行っていないのですが、頂いた資料などを興味深く拝見しました。

ちょっとお聞きしたいと思っていたのが、こういう提案とか企画をするに当たって、プラザの職員だけではやり切れないことというのがいろいろあるのではないかと思うのです。先ほど、理事会とか評議員会にいろいろな専門職の方がいらっしゃるというお話もあったのですが、こういう専門性の高い企画などをする時アドバイザーとか協力者をどんなふうに確保されるのかを今後の企画に期待するということも含めて教えていただけるとありがたいと思っています。

まずは以上です。

○神野課長 ありがとうございます。

先生がおっしゃったように非常に専門性の高く、かつ、都民の方に人権について分かりやすくやっていただく事業ということで、専門員がこのプラザにおります。専門員が様々な企画を立てております。

あと、先ほどの発明プロジェクトにつきましては民間団体とも協力しておりまして、その民間団体の知恵とか発想も取り入れながらやっているということでございます。

○石渡委員 ありがとうございます。

すみません、その協力した民間団体というのはどういうところだったかを教えていただくことは可能でしょうか。

○神野課長 障害攻略課というところです。

○石渡委員 ありがとうございます。

では、私は取りあえずそんなところを意見として申し上げたかったのと、質問は、今、お答えいただいたので。ありがとうございます。

以上です。

○神野課長 ありがとうございます。

○金子委員長 ありがとうございます。

○事務局 すみません、事務局です。

丹野先生、画面のほうが止まってしまっているのですが、声のほうは聞こえていらっしやいますでしょうか。

○丹野委員 聞こえています。やはり私の画面が止まっていますよね。僕のほうもちょっと凍っているなという感じはするのですけれども、ただ、声は聞こえております。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。

金子先生、よろしく願います。

○金子委員長 それでは続きまして、電波の状況とかなんかがちょっと不安ですけれども、丹野先生、よろしく願います。

○丹野委員 そうなのです。すごく不安なのですけれども、すみません、どうぞよろしく願います。

私からは、ちょうど去年もさせてもらったのですけれども、去年のものと比較しますと、今年のほうがとてもいいなと思いました。というのは、やはり理由はめり張りがついているとか、きちんと評価すべきところは評価してということがはっきりした形で一次評価もなされており、いいなと思っています。

ただ、やはりちょっと難しいなと思うのは、やはりコロナを前提にしてしまうと、やはりどうしてもある一定期間閉鎖しなくてはいけないという時期が、これはやむを得ない事柄だと思うのです。そして、そのコロナがどう変わるのかはなかなか想像もできない事柄なので、あらかじめ予定することもできないし、どの程度の規模になるのかということも想定することもなかなか難しいと思いますので、その点では来館者の数を評価の指標の中にどうしてもそれは取り込まなければいけないというのはよく分かるのですけれども、やはりコントロールできない、余りにもコントロールできない大きな出来事の部分を評価の項目の中に入れ込み続けなければいけないのはどうなのだろうというのはちょっと思いました。

もちろんその反面、オンラインでの事業とかそういうことも積極的にやっておられて、そして、そちらのほうで視聴者、参加者というものも一定程度きちんと確保しているというところで評価することができるので、人数とかそういったものの評価をするなど言っているのではなくて、ただ、この評価の仕方の中でどの程度オンラインとリアルなほうでの参加者の人数というものを評価の中に含めていくのかということは、多分、このコロナが続く間はずっと課題として残るのだろうなと思っています。だからこそ、ちょっと数字と

して出すのは、もちろん必要なことだと思うのですけれども、それをどこまで評価の中に入れ込まなければいけないのかというのはちょっと悩ましいところだなと思いました。

その中であとは、見ていて思ったのが、やはり先ほどおっしゃられたように、トイレの新しい試みとかとても面白い試みがなされていて、個人的にはそういう新しい試みがあったようなところにウエートをかけるような評価の仕方があってもいいのではないのかなと思っています。そうした事柄が、例えば、23番の項目なんかの、要するに、ふだんやっていることの中の新しい部分みたいなところをうまく評価、きちんと評価すると。とりわけ今年のような、去年までだったら東京オリンピックという大きな出来事があったのでそれとの関連とかそういうところにウエートの高いものを置くということがあったと思うのですけれども、やはり人権の問題というのは普段から啓発していくということのほうがより重要なことだと思いますので、やはり普段やっていることのほうを何かうまく評価していくということがあってもいいのではないのかなとちょっと思います。だからその点では、大きなイベントがなくなった後の場合に、要するに、評価項目の中でウエートを置く部分を時と場合に応じて変えていくということを考えてもいいのではないのかなと思いました。

全体としての評価については、私は、今年の評価はとてもよくできていると思っています。

以上です。

○神野課長 どうもありがとうございます。

昨年度にオリンピック・パラリンピックが実施されたということで、プラザのほうでも様々な連携した取組を行ったということで、今回、そこを評価したのですけれども、今、丹野先生おっしゃられたように、指定管理者による提案事業につきまして、本当に年々、大変工夫しておりますので、この部分については積極的に評価していくのがよいのではないかなというふうには、それは理解いたします。ありがとうございます。

○金子委員長 丹野先生、以上でよろしいでしょうか。

○丹野委員 ありがとうございます。結構です。

○金子委員長 それでは続きまして、石井先生、よろしく願いいたします。

○石井委員 石井と申します。よろしく願いいたします。

私も事業報告等を拝見させていただいて、先生方がおっしゃっているとおり、すごく面白い取組というか、いろいろな分野、人権というのは今、結構多様化していて、いろいろな観点がある中で、本当にいろいろなところを取り上げて、しかもいろいろなゲストを招いたり、あと私は、子供の教室というのが面白いなと思ったのですけれども、すごく興味を引くような取組ですごくいいなと思っています。あと、その利用者満足度もかなり高くて、それが実際の利用者さんにも評価されているということも含めて、いい形で取組をされているのだろうなと思っています。

ただ、ちょっと、これからというところで考えるとすると、せっかくこれだけいい取組をしている中で、やはりその周知される、広報するというところが弱いのかなとも思って

いて、このプラザの概要ということで人権啓発の拠点ということで位置づけられていると思うのですけれども、やはり都民であったりに対する周知がまだまだ多分十分ではなくて、そこが利用者の人数が増えないと。もちろんコロナの影響もあると思うのですけれども、せっかくそういういい取組をみんなにもうちょっと見てもらえるという形の工夫というのを、ちょっと重点を置いてされたほうがいいのではないかなと思っております。

あと、コロナによってオンライン等の講義とか広報というのも、ある意味そこは一つのチャンスというか、今までは来所して足を運んでもらわないといけなかったものが自宅でも見られるし、あとは、ユーチューブとかにアップすれば自分の自由な時間に見られるというところもあって、一つ制約された中で取組が始まったことではあるけれども、啓発という意味では非常に力を入れて取り組むべきところなのかなというふうにも思っているのです、その辺りの取組をちょっと重点的にしていただくと、よりこのプラザとしての機能が活かされていくのではないかなと思っています。

やはり広報というのは結構難しく、私も前にちょっと関与していた団体でも結構いろいろあったのですけれども、一つが、例えば、ホームページにアクセス解析を入れて、どんな形で興味を持ってくるのか。ある程度やはり人権に悩むとか何かの問題意識があってされる方がここにたどり着いてこられるのだらうなというふうにも思うので、そういう形でちょっとどこに興味のポイントがあるのかというのを解析すると。あとは、一応、ツイッターのアカウントはお持ちだというのは確認したのですけれども、やはりちょっと単に企画がありますという形になっているので、もうちょっと見てもらえるような形でやるだけでも、大分その利用者とかというのは増えていくのかなと思っています。あともう一つ、新しく常勤で無期限、無期雇用の、かなりこれに力を入れてこられる方もいらっしゃると思うので、広報というのはやはりちょっとやって効果を見て次の取組をやってという形で、ある程度長いスパンで見ていくようなものにもなると思うのですけれども、そういった方もいらっしゃるし、そこにちょっとシフトしていくと、この価値がより高まるのではないかなと思っています。

ただ、全体としては非常にいい取組で、本当にこんなことでいろいろ楽しいイベントとか、興味を持ってもらえるようなことがたくさんあるのだなというのを知れました。ただ、私がやはりそこまで知らなかったというのも逆に言うと、その広報の取組がまだまだちょっと足りないのかなというふうにもちょっと思ったので、そこを生かしていただけるといいかなと思っています。

○神野課長 ありがとうございます。

コロナで、それまでプラザのセミナー室で実施していた講座等をオンラインで行うようになりまして、セミナー室ですと80人しか入れないのですが、オンラインですとたくさんの方に御覧いただけると。さらにアーカイブ化した場合はずっと見ていただけるということで、これについてはプラザのほうも今後も積極的に、当然、コロナが終わった後もそれについては認識しながらやっていきたいというふうに聞いております。先生おっしゃられ

るように広報は非常に難しいのですが、せっかく色々な人権課題に対していろいろな角度からいろいろなイベントをやっていますので、積極的に広報するようにプラザのほうにも伝えて、活動範囲を広げていければいいのかなと思っています。ありがとうございます。

○金子委員長 石井先生、以上でよろしいでしょうか。

○石井委員 以上です。

○金子委員長 続きまして、関委員、よろしくお願いいたします。

○関委員 私は企業の立場ということで参加させていただいているわけですがけれども、前より都のセンターさんとは都民講座であったり指導者養成セミナーのほうに、我々東京人企連のOBの方も講師として数名派遣させていただいております。もちろん我々東京人企連は123社ありますけれども、会員企業の社員数は150万人を超えています。これらの方たち全員に全部を紹介するわけには。ネット上では紹介はしているのですが、その中から複数名の方が現地参加をしたり、このコロナ禍においてはオンライン開催に使用させていただいているということでいくわけですが、我々の企業担当者は、基本的には各社の研修の講師を担っているわけで、聞く側ばかりだけではなくて講師をする立場もあります。したがって、このセンターさんの取組については非常に臨機応変に対応していただいているし、危ないと思ったときには併走するとかいろいろなことを対応していただいたということで、非常にいい1年だったかとは思っているところです。

ただ、我々やっている講師の部分の存在からすると、やはりオンラインでこういった画面を見ながらしゃべる、または録画したものをそのまま配信するだけとなりますと、まだこの会議でしたら皆さんとこうやって対面しながらやっているのでは表情もつかめるわけなので、相手が100人、200人となると、当然、もう画面なんかは見ていられませんか、カメラにだけ向かって自分の話を進めていく。これが実感として伝わっているかどうか分からない。

また、受講する側のほうにしても、講師の先生を、お茶飲みながらとか途中でちょっとトイレに立ったりとかしながら聞けると。途中で止めることもできる場合がありますけれども、そういった部分でいくと、熱の入った講師の熱弁を実況で聞けるというところではなくて、やはり授業みたいな画面で受ける講演だけということで行くと、張りが無いといましようか、そういった意見も出てくると。こういった状況なので致し方ない点は当然あるので、工夫されている点については非常に評価したいと思っています。ただ、ウィズコロナで進めていくのか、コロナが明けたときにはさあどうしていくのか。または、こういったオンラインで大勢の方が参加できるということはコロナが明けても使える手だてかと思うので、ハイブリッド開催。要は実況生中継しながら現地開催もあるということ。現地で聞きたい人は現地に行く。毎回現地に行かなくても、この部分についてはその前後の時間が埋まっているのでハイブリッドではなくてオンラインで聞こうとか。そんな形を変えていくとか、そんなことも今後は工夫していけたらいいのかなと思っています。

我々人企連もいろいろ人権講座とか人権の映画会であるとか、人権プラザさんと一緒に取組をさせていただいていることもありますし、我々も時々行ってお邪魔させていただいて、いろいろな企画展示を見させていただいたりしているということで、人企連のメンバーからすれば、時々利用させていただいている都心の真ん中にある非常に便利な施設ということで評価のほうは非常に高いということで考えています。

第一次の評価については全く異論はございません。

以上です。

○神野課長 ありがとうございます。

おっしゃっていただきましたように、なかなか昨年度もコロナが減ったかなと思うと増え、増えるとまた減るということで、プラザも二度ほど閉館いたしました。オンラインによる事業に大分慣れてきておりますけれども、やはりプラザでの企画展であるとか様々な研修であるとか、実施できる範囲ではやりたいというふうにセンターのほうも考えていると思います。今後、コロナがちょっとどうなるかはまだ分からないのですが、今、関委員おっしゃられたように、対面のよさという部分も踏まえながら事業を実施していければいいのではないかと考えております。どうもありがとうございます。

○金子委員長 関委員、以上でよろしいでしょうか。

○関委員 結構です。

○金子委員長 それでは、最後に私からは、評価に対する意見というよりも、今後の、人権プラザに対する都等々の取組についてお願いを最後にさせていただきたいなと思います。今般のコロナ禍で箱物と言われていたものが、施設拠点型みたいなものが一つ大きな曲がり角を迎えたのではないかと考えています。それに対応するために、プラザでもオンラインの講座とかなんかを充実させてきたということがあります。これから10年先、20年先を見たときに、やはりこういうプラザみたいなものがバーチャル化して、よりアクセスしやすくなっていくということが必要だと思いますので、都の事業としても、また、プラザの事業としてそういうものを充実していくように引き続きプラザに対する支援と指導を東京都についてはよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○神野課長 ありがとうございます。

東京都もDXについては、都として全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。プラザも人権課題しかり、そういった技術も取り入れながらやっていけるといいのではないかと思います。また今後引き続きどうぞ御指導のほどよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○金子委員長 あと一点、提案というか、いろいろなオンライン講座はあるのだとは思いますが、私も昔、大学で教えていたこともあるのですが、そういう際に、ゼミとかなんかで議論させるときの一つのコンテンツ、教材として、こういうふうな人権に関する問題の動画とかなんかがあればいいのかなと思っていました。ですから、そうい

うコンテンツをまず作ってもらうということと、こういうコンテンツがありますよというのを教育機関に周知していく。そういうふうな事業を検討していただければなというふうに思います。

これはお願いなので、別にそれに対する回答は必要ありません。

以上、一次評価までについて、各先生に御議論いただきましたけれども、ほかの先生の意見を聞いて、追加で何か発言をしたいということがありましたら、ちょっと今回は順番にということではなくて、画面を見ているので手を挙げたり意思表示をしていただければ私から御指名しますのでよろしくお願ひします。何かありますでしょうか。

○石渡委員 すみません。

○金子委員長 では、石渡先生、お願ひいたします。

○石渡委員 石渡です。

オンラインのセミナーなどが広がった一番のメリットは全国的に配信ができるということとをいろいろなセミナーでお聞きします。ここは東京都が設置している人権プラザですが、都外からの参加があるのかを教えてください。そして、これだけ質の高いいろいろなことをやっていらっしゃるのであれば、オンライン参加が無理なくできるようになったので、もっと他の自治体とか遠方の方との交流などがもっとできるといいと私は思ったのですけれども、都外の方の利用についてはお分かりになるでしょうか。

○神野課長 はい。都外の方も御参加いただいていると聞いております。また、講師の方も、こうなりますと海外から教えていただけるような時代になりまして、ニューヨーク在住のアーティストの方に教えていただいたり、そういった、ちょっと思わぬ大きな展開が、大きなというかそういう展開もできますので、本当にせっかくのイベントというか講座ですので、そういう形でいろいろな方に御参加いただければと思います。ありがとうございます。

○金子委員長 ほかの委員の方で何か追加で発言したいということがあれば、よろしいでしょうか。

では、以上で一次評価までについての質疑は終了したいと思います。

続きまして、この評価委員会における二次評価について審議をしたいと思います。

事務局から、評価委員会による二次評価の案について、説明をお願いします。資料は4番ですか。

○神野課長 はい。

それでは、資料4「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会による二次評価（案）」を御説明いたします。

まず、管理状況につきまして、一部職員については、有期雇用から無期雇用に転換するとともに、課長代理や主任等の職層を整備するなど、新人事制度の設計を進め、組織体制の強化を図った。

セキュリティ対策について情報事故の未然防止の取組を組織的に継続している。

続きまして、事業効果についてですが、施設利用に関するアンケート調査結果では、来館者の満足度が96.1%と、非常に高かった。また、利用者からの意見を踏まえて利用者サービスの創意工夫を行っている。

「感染症と人権」、「企業と人権」、「外国人労働者」、「障害者の人権」など、幅広くタイムリーな人権課題を取り上げて事業を実施し、人権啓発の普及を図った。

東京2020大会が開催されたことと関連して、障害者スポーツに関する企画展の実施や常設展示のオリパラコーナーを充実するなど、都の政策と連動した取組を積極的に行った。

人権相談については、コロナ禍における都民のニーズを踏まえ、東京都と連携して令和3年4月1日から新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を開始した。また、相談件数の合計が令和2年度を上回った。

各種講座の申込みのオンライン化や、講座等の事業運営に際してオンライン配信を積極的に導入するなど、デジタル化を図り、ポストコロナを見据えた事業運営を行っている。

次に、その他、特命要件の継続については、一次評価のとおりといたします。

以上から、事務局といたしましては「A」評価（管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設）と考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

○金子委員長 事務局から二次評価（案）について説明をいただきましたけれども、この説明及び二次評価の文面もあるわけですが、これについて御意見、御質問等があれば、画面を見ているので挙手なり「発言したいですよ」という表示をしていただければ私から指名いたしますので、よろしく願いいたします。

では、石井先生、よろしく申し上げます。

○石井委員 若干ちょっと気になったのが管理状況の2点目で、セキュリティ対策ということなのですが、これは恐らく、セキュリティの事故があったことを受けての対策なのかなと思っていて、1回事故があってまだ年度もそんなに経っていないところなので、積極的な評価項目になるというよりは引き続き注視してほしいという、継続しているということの評価としてすると、ある意味、本来やらなければいけないことをやっていたのがやり始めたというところなので、そこはちょっと違和感があったかなという感じがしました。

○神野課長 分かりました。そこはちょっと踏まえさせていただきます。ありがとうございます。

○金子委員長 ほかの先生は何か御意見、御質問はありますか。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑は以上にして、これから「評価委員会による二次評価」について、お諮りをしたいと思います。

「所管局による一次評価」では、冒頭に事務局から説明がありましたとおりで、総合評価は「A」となっております。

これまで審議いただきました事項を踏まえて、「評価委員会による二次評価」といたしましては、「管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設」ということで、「A」としたいと思います。

また、評価の文章について、石井先生から意見はありましたけれども、セキュリティ対策について、一生懸命、一昨年の事故を踏まえて粛々と組織的に対応しているということもありますので、このままの文面で残す形にさせていただければと思います。

委員の皆様、以上の内容で資料4の二次評価（案）のとおり、委員会の案という形で決定をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○金子委員長 各先生の異議がないということで、これにより、本委員会は資料4の評価（案）のとおり「二次評価」ということで決定をしたいと思います。

この評価結果に関しましては、事務局を通じて、所管局長である総務局長に報告をさせていただくという形で以後進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

委員の皆様の御協力をいただきまして、円滑に議事進行を行うことができました。各先生、どうもありがとうございました。

以上で予定されている議事は全て終了いたしましたので、今後の進行については事務局にお戻しをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○神野課長 ありがとうございます。

委員の皆様、本当にありがとうございました。

本日の評価結果につきましては、委員長からの委任を踏まえまして、事務局から総務局長に報告した後、所管局による「総合評価」を実施いたします。

総合評価の結果につきましては、都のホームページに公表を予定しております。

公表時期は9月となる見込みでございます。

詳細が決まり次第、改めまして委員の皆様には御案内したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本当にありがとうございます。

以上をもちまして、「令和4年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後2時30分閉会